平成２３年（フ）第６０９号
千葉県市川市南大野２丁目３番41号　コーポラスベルウッド103号
債務者　高野　喜平
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６１６号
千葉県浦安市当代島１―29―14　パレジュール103新倉方、住民票上の住所千葉県市川市香取１丁目15番25号　吉兼ハイツ２号
債務者　山本　珠比
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６２７号
千葉県浦安市富士見２丁目20番33―101号　フレアーマンションオオツカ
債務者　小松　真澄
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６３２号
千葉県市川市東大和田２丁目６番９号　北野ハイツ102号
債務者　原　　大樹
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６３６号
千葉県市川市富浜２丁目15番２―115号　ルネ新行徳Ｂ棟
債務者　半田　眞一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６４７号
千葉県船橋市習志野台４丁目45番１―303号
債務者　五十嵐智穂
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６５７号
千葉県市川市東菅野３丁目18番４―202号　ハイム・ルピナス
債務者　高木　義雄
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６５８号
千葉県船橋市東中山１丁目16番19号
債務者　山本美香子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６８６号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区23棟501号
債務者　小川　英明
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２９１６号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目６番21号　ユニオンスクエア201号、申立時の住所札幌市中央区南８条西１丁目13番地21　やすらぎの家302号
債務者　大関　一哉
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１５４号
札幌市西区発寒14条５丁目４番26号　ニューライフサッポロＣ―302号
債務者　関　　洋之
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７６号
札幌市豊平区美園４条２丁目１番８―101号
債務者　田中　雅大
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１１号
札幌市北区屯田８条12丁目７番13号
債務者　藤田真由美（旧姓菅原・松下）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７０号
札幌市中央区南17条西10丁目２番30―202号
債務者　高橋　　孝
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７１号
札幌市中央区南17条西10丁目２番30―202号
債務者　高橋　珠里（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１４号
北海道千歳市末広７丁目８番21号
債務者　柳　　忠
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４０号
札幌市南区澄川３条１丁目７番18号　ジュエル澄川403号
債務者　星　　正章
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部